

中京圏渋滞ボトルネック対策協議会

東名阪道渋滞対策検討ワーキンググループ（WG）

平成28年10月7日（金）

10:00～11:30

三重県庁講堂棟3階131会議室

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 審議

（1）東名阪道渋滞対策検討

ワーキンググループの設置について 資料1

（2）東名阪道の渋滞対策について 資料2

（3）その他

中京圏渋滞ボトルネック対策協議会
東名阪道渋滞対策検討ワーキンググループ(WG)規約

(趣旨)

第1条 本規約は、「東名阪道渋滞対策検討ワーキンググループ」(以下「WG」という。)の組織、委員、庶務、その他の事項に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 WGは、中京圏における高速道路の主要渋滞箇所の「今後の検討方針」を進めるため、「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」(以下「協議会」という。)規約第4条(ロ)に基づき、東名阪の円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞対策箇所について効果的な対策の立案・検討を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 WGは、第2条の目的を達成するため、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 渋滞発生状況の把握
- (2) 渋滞要因の分析
- (3) 渋滞対策の検討
- (4) 優先対策区間の選定
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 WGは、第2条の目的を達成するために各種関係団体、各行政機関等をもって組織する。

2. WGには座長を置き、座長は国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所長とする。
3. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
4. WGの構成は、別表-1のとおりとする。
ただし、必要に応じ座長が指名する者を、委員として参加させることができる。

(事務局)

第5条 WG の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2. 事務局は、国土交通省中部地方整備局、中日本高速道路(株)名古屋支社に置くものとする。

(規則の改正)

第6条 本規約の変更は、本WGの議決によらなければならない。

(補足)

第7条 本規約に定めるものの他必要な事項はその都度協議して定める。

付 則 本規約は、平成28年10月7日より施行する。

中京圏渋滞ボトルネック対策協議会名簿
東名阪道渋滞対策検討ワーキンググループ(WG)

所属		役職
◎	中部地方整備局	北勢国道事務所長
	〃	三重河川国道事務所長
	〃	道路部 道路計画課長
	〃	道路部 地域道路課長
	三重県	県土整備部 道路企画課長
	三重県警察本部	交通部 交通規制課長
	〃	交通部 高速道路交通警察隊長
	中日本高速道路(株)名古屋支社	総務企画部 企画調整チームリーダー
	〃	保全・サービス事業部交通技術チームリーダー
	事務局	中部地方整備局
	〃	中日本高速道路(株) 名古屋支社

◎座長